

博士学位論文審査要旨

2012年1月13日

論文題目：株主間の公平と定款自治

学位申請者：松尾 健一

審査委員：

主査： 司法研究科 職名 教授 森田 章

副査： 司法研究科 職名 教授 早川 勝

副査： 法学研究科 職名 教授 川口恭弘

要 旨：

会社法は、株式の内容の設計に関する自由度を高め、実務における創意工夫の余地をひろげ、種類株式制度の活発な利用を促すが、種類株式制度の濫用の懸念を生じさせた。

本論文は、種類株式制度の濫用を防止するために、株式の内容の設計について一定の制約を課すべきであると考え、その制約の具体的内容を探るものである。検討に際しては、株主間の公平を確保する観点から、どのようなルールが必要になるかを検討している。

このためにアメリカ法、イギリス法、ドイツ法、フランス法を調査している。株式の内容設計の自由度が高いアメリカ・イギリスでは、裁判所が事後的に株式の内容を審査している例が多いので、わが国の生じうる問題の解決に参考となる。

他方、比較的厳格な規制を課してきたドイツ法・フランス法の検討からは、事前規制の具体策が参考となる。とくに、フランスでは、事前規制として取締役および独立の専門家の報告義務の内容が充実してきていることが注目される。

結論的に、内容の異なる株式をあらたに設ける定款変更決議に際しては、その必要性、内容の合理性に関する説明義務を取締役に課すべきである。

また、一部の株主の締出しを可能とする株式の内容変更については、その必要性を厳格に審査すべきである。このことは、締出しの対価が公正なものであっても変わりはない。

株式の内容の実現（とくに取得条項にもとづく株式の強制取得）、あるいは株式の内容の変更によって不利益を受ける株主の救済手段については、定款変更決議等の無効確認もしくは取消しといった事後的な救済手段だけでなく、決議禁止の仮処分等の事前の救済手段も充実させるべきである。そして、最後に、種類株主間の利害調整措置として株式買取請求権についても検討している。

以上の研究により、その成果はわが国の種類株式制度の本格化に伴って生じうる法的問題についての解決策を提示するものであって、きわめて有益である。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

学力確認結果の要旨

2012年1月13日

論文題目：株主間の公平と定款自治

学位申請者：松尾 健一

審査委員：

主査： 司法研究科 職名 教授 森田 章

副査： 司法研究科 職名 教授 早川 勝

副査： 法学研究科 職名 教授 川口恭弘

要 旨：

2012年1月13日午後1時から2時まで光塩館共同研究室において、口頭試問を行った。種類株式制度について、日米比較や日独比較に関する英語やドイツ語の用語を含めた質問、日本法の解釈問題等についての返答を求めた。会社法の解釈能力および外国法の調査能力ともに優れている旨の評価で審査委員は一致した。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 株主間の公平と定款自治
氏名： 松尾 健一

要 旨：

平成 17 年に制定された会社法の特徴の 1 つは規制緩和である。会社法における種類株式制度は、組織再編とならんで、その特徴がもっともよく現れた領域であるといえる。もっとも、種類株式制度に関する大幅な規制緩和は、一足はやく平成 13 年の商法改正から始まっており、会社法はその後の一連の改正の集大成であるともいえる。これらの改正の目的は、株式の内容の設計に関する自由度を高め、実務における創意工夫の余地をひろげ、種類株式制度の活発な利用を促すことにあったと解される。他方で、種類株式制度の濫用に対する懸念も高まった。

本論文は、このような懸念の高まりを受けて、濫用を防止するために株式の内容の設計について一定の制約を課すべきであると考え、その制約の具体的内容を探るものである。検討に際しては、株主間の公平を確保するためにはどのようなルールが必要になるかということを常に念頭においた。したがって、本論文の検討の視点は、内容の異なる株式の濫用による、株主間の不当な利益移転をいかにして防止するかということにある。

課題の検討に必要な素材を比較法に求め、対象としてアメリカ法、イギリス法、ドイツ法、フランス法を選択した。株式の内容設計の自由度が高いアメリカ・イギリスでは、株主間の公平の観点から、裁判所が事後的に株式の内容を審査している例が多くみられた。そのような裁判例をくわしくみることで、今後、わが国においても問題が生じうる同種の事案・問題の解決に、一定の示唆が得られたと考える。

他方、株式の内容設計について、比較的厳格な規制を課してきたドイツ法・フランス法の検討からは、内容の異なる株式の濫用に対する事前規制のあり方について、一定の示唆を得た。とくに、近年、株式の内容設計の自由度を高める改正を行なったフランスでは、事前規制として課されてきた取締役および独立の専門家の報告義務の内容が充実してきていることに注目した。

比較法的考察からえられた示唆をもとに、会社法における株式の内容に関するルールを検討した結果、株式の内容に関するルールについて、以下のよう考える。

まず、株式の内容の設計については、ある目的を達成するために内容の異なる株式を用いることが必要か、当該目的と株式の内容との間に合理的な関連性があるかという観点から一定の制約を課すべきである。とくに、株式の内容が、持株数の比例した扱いと異なる扱いを可能とするものである場合には、そのような株式の必要性、および目的と内容の合理的関連性について、より厳格に審査すべきである。また、株式の内容設計の自由度が高まり、より複雑な内容の株式を発行することが可能となっていることから、内容の異なる株式をあらたに設ける定款変更決議に際して、その必要性、内容の合理性に関する説明義務を取締役に課すべきである。

つぎに、既発行の株式の内容の変更については、当該変更の影響を受ける株主が具体的に明らかになっていることから、株主間の利益移転に着目し、当該内容の変更の有効性をより実質的に審査すべきである。具体的には、会社法 831 条 1 項 3 号による定款変更決議等の取消しの可否が問題となるが、その際、特別利害関係人の範囲をひろく解すべきである。決議の不当性については、当該定款変更が会社の事業運営上必要といえるか、必要であるとしてその目的と変更後の株式の内容に合理的な関連性があるかという観点から審査すべきである。とくに、一部の株主の締出しを可能とする株式の内容変更については、その必要性を厳格に審査すべきである。このことは、締出しの対価が公正なものであっても変わりはない。他方、会社の事業運営上必要といえる

場合には、非按分的な株式の取得により、一部の株主を締出すことが認められる余地があると考ええる。

また、株式の内容の実現（とくに取得条項にもとづく株式の強制取得）、あるいは株式の内容の変更によって不利益を受ける株主の救済手段については、定款変更決議等の無効確認もしくは取消しといった事後的な救済手段だけでなく、決議禁止の仮処分等の事前の救済手段も充実させるべきである。株式の内容設計の自由度を高めるのであれば、それに対応して、制度の濫用に対する実効的な救済手段を保障しなければならない。本論文では、株式の内容の設計・変更について、柔軟な解釈をとるべきであると考えている部分があるが、それらは、すべて濫用に対する救済手段の実効性が確保されることを前提としたものである。

最後に、種類株主間の利害調整措置としての種類株主総会制度と株式買取請求権についても検討した。前者については、株式の内容として定めうる事項が多様化されたことにより、従来の考え方ではうまく対応できない場合が生じると指摘されている。そのようなケースについて1つの解釈論の提示を試みた。後者については、法律上、株式買取請求権が付与されている場合にそれを定款の定めによって排除することの可否、および、法律上はそれが付与されていない場合に、定款の定めによって付与することの可否について検討し、いずれについても、一定の範囲では可能であるとの結論に達した。